

年金給付

～第一部～

目次

- 【第一部】
 - 1. 公的年金の仕組み
 - 2. 老齢年金
 - 3. 障害年金
- 【第二部】
 - 4. 遺族年金
 - 5. その他
 - 6. 年金の支払いと受給者の手続き

1. 公的年金の仕組み

公的年金の制度

国民年金

厚生年金保険

公的年金の給付の種類は3つ

老齢年金

障害年金

遺族年金

2. 老齡年金

老齡年金

老齡基礎年金

老齡厚生年金

老齡基礎年金

老齡基礎年金を受けるための条件

1. 資格期間

2. 年齢要件

老齡基礎年金

① 納付済期間



② 免除期間



③ 合算対象期間
(カラ期間)



10年
以上



65歳
から

合算対象期間（カラ期間）とは

国民年金に任意加入できた人が、任意加入していなかった期間等のことです。

- ◆ 海外在住期間
- ◆ 配偶者が厚生年金に加入していた期間（昭和61年3月以前）
- ◆ 学生期間（平成3年3月以前）

等

老齡基礎年金の年金額

- ◆ 20歳～60歳までの40年間、国民年金保険料を納付
→ 満額の老齡基礎年金を受けられる。

令和8年4月からの老齡基礎年金額（満額）

年齢帯	金額
昭和31年4月2日以後生まれ	847,300円
昭和31年4月1日以前生まれ	844,900円

- ◆ 未納期間は、年金額の計算の対象外

老齡基礎年金の年金額

847,300円※1 ×

$$\text{納付月数} + \left(\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{4}{8} \right) + \left(\frac{3/4 \text{ 免除}}{\text{月数}} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{半額免除}}{\text{月数}} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{1/4 \text{ 免除}}{\text{月数}} \times \frac{7}{8} \right)^{\ast 2}$$

加入可能年数 × 12

※1 69歳以上の場合は、844,900円

※2 平成21年4月以降の保険料免除期間を有する場合の計算

老齢基礎年金の計算方法（例）

納付月数 300か月

全額免除月数 24か月（平成21年4月以降）

$$847,300\text{円}^{\ast 1} \times \frac{300\text{月} + \left(24\text{月} \times \frac{4}{8}^{\ast 2}\right)}{480\text{月} \left(40\text{年} \times 12\text{月}\right)} = 550,745$$

= 550,745円

※1 69歳以上の場合は、844,900円

※2 全額免除期間の年金額は、2分の1

老齡厚生年金

老齡厚生年金を受けるための条件

1. 資格期間

2. 年齢要件

老齡厚生年金

老齡基礎年金の資格期間を
満たす

かつ

厚生年金被保険者期間が
1か月以上



65歳
から

65歳以降の老齢年金イメージ

65歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

① 60歳以上

※生年月日により段階的に引き上げ



② 老齢基礎年金の資格期間を
満たす



③ 厚生年金被保険者期間が
1年（12か月）以上



65歳に
なるまで

特別支給の老齢厚生年金イメージ

65歳になるまで



報酬比例部分

定額部分

特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

報酬比例部分

老齢厚生年金

定額部分

老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以降生まれ～

昭和24年（女性は昭和29年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

報酬比例部分

老齢厚生年金

※

定額部分

老齢基礎年金

※ 生年月日により段階的に引き上げ 20

特別支給の老齢厚生年金

昭和24年（女性は昭和29年）4月2日以降生まれ～

昭和28年（女性は昭和33年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

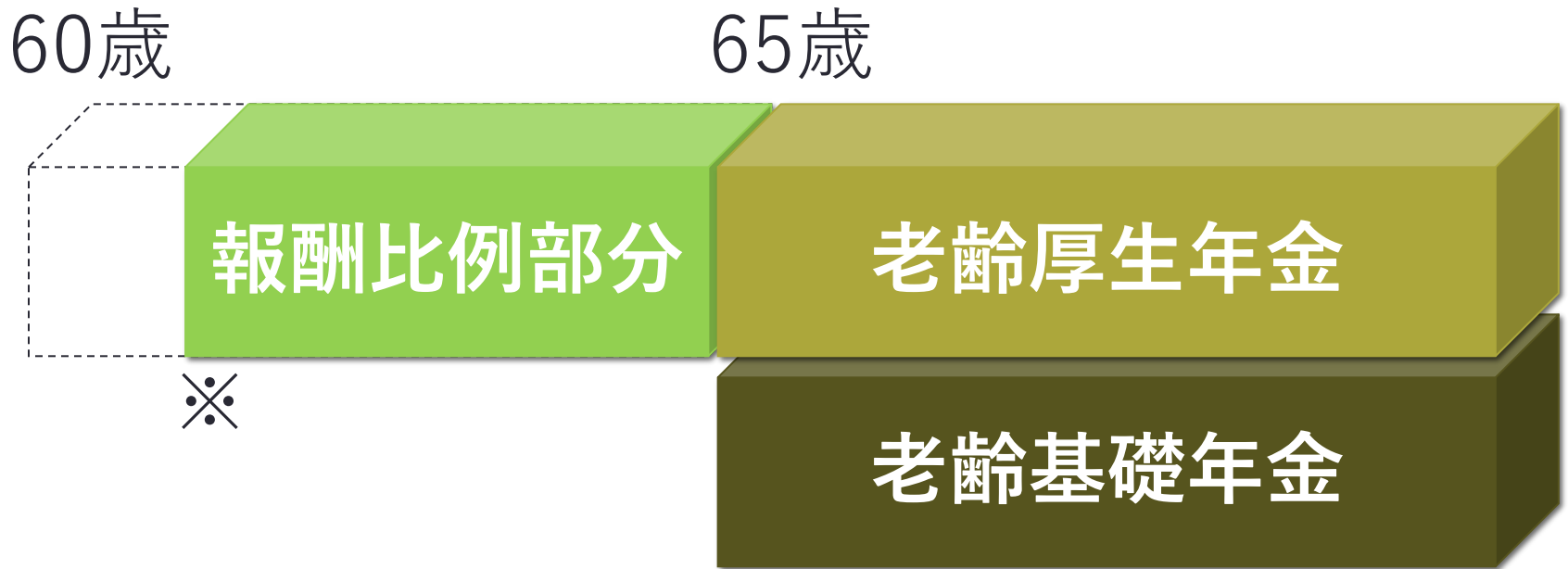
報酬比例部分

老齢厚生年金

老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降生まれ



※ 生年月日により段階的に引き上げ 22

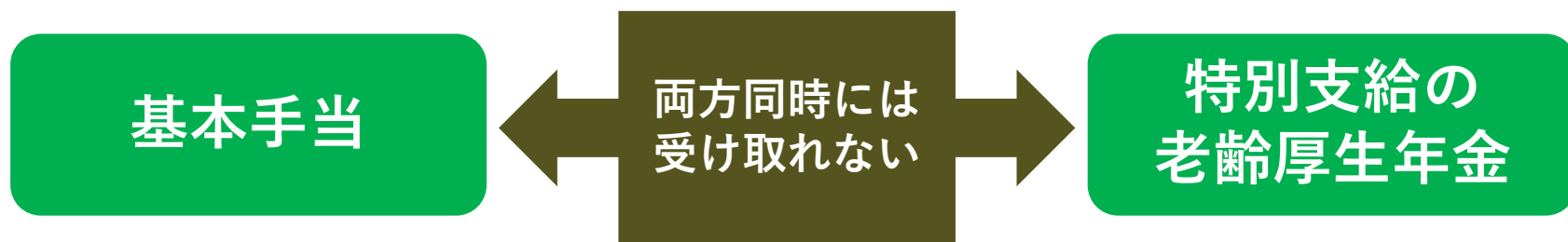
年金を受けながら会社へ勤めたら

在職老齢年金

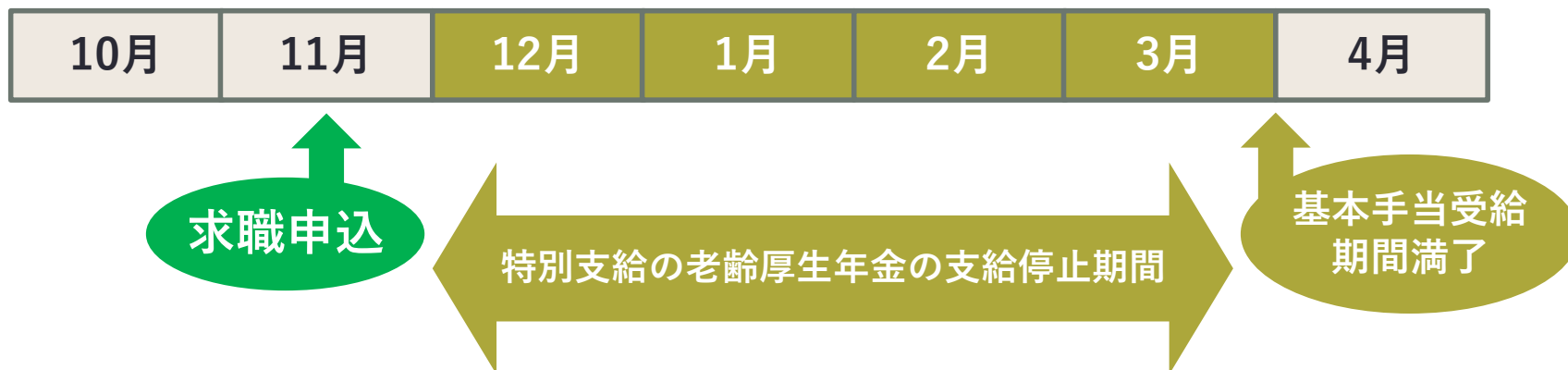
- ◆ 老齢厚生年金額と給与・賞与の額に応じて年金の一部または全額が停止（特別支給の老齢厚生年金も同様）
- ◆ 老齢基礎年金は対象外

雇用保険法による給付と特別支給の老齢厚生年金との調整

基本手当と老齢厚生年金

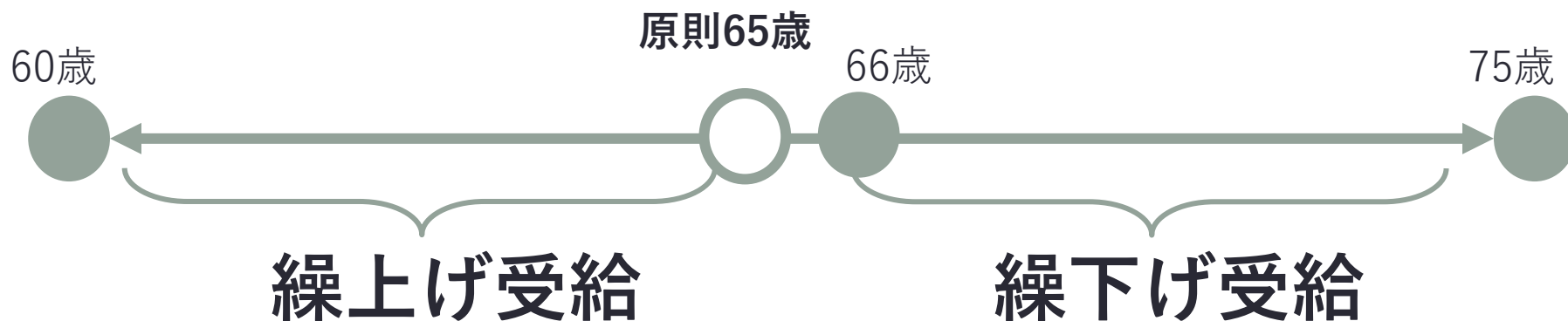


支給停止期間



繰上げ受給と繰下げ受給

老齢年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、本人の希望により支給開始を繰上げたり、繰下げたりすることができます。



- ◆ 希望により**60歳**から受給できる
- ◆ 年金は**減額**（ひと月あたり**0.4%**）される

※昭和37年4月1日以前生まれの方は、
ひと月あたり0.5%減額

- ◆ 希望により**66歳～75歳**から受給できる
- ◆ 年金は**増額**（ひと月あたり**0.7%**）される


繰上げ受給の注意点

- ◆ 生涯にわたって減額された年金額を受給します。
- ◆ 繰上げ請求をした翌月分の年金から支給されます。
- ◆ 取消や変更はできません。
- ◆ 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ◆ 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- ◆ 国民年金に任意加入できなくなります。
- ◆ 保険料免除期間へ追納することができなくなります。

繰下げ受給の注意点

- ◆ 生涯にわたって増額された年金額を受給します。
- ◆ 繰下げ申出をした翌月分の年金から支給されます。
- ◆ 取消や変更はできません。
- ◆ 振替加算額は、増額されません。
- ◆ 増額率は、75歳到達時が上限です。
(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳到達時が上限)
- ◆ 65歳到達した日時時点で、障害年金や遺族年金の受給権者である場合は、繰下げ受給することはできません。
- ◆ 65歳到達した日から66歳に到達した日までの間に、障害年金や遺族年金の受給権者となった場合は、繰下げ受給を行うことができません。

繰上げ・繰下げた場合の年金額



The diagram features two vertical arrows on the left side of the table. The upper arrow points upwards and is labeled '繰上げ' (advance payment), indicating that the 60-64 age range is highlighted in light gray. The lower arrow points downwards and is labeled '繰下げ' (delayed payment), indicating that the 66-75 age range is highlighted in light gray. The 65 age row is highlighted in dark blue.

年齢	受給率
60歳	76.0%
61歳	80.8%
62歳	85.6%
63歳	90.4%
64歳	95.2%
65歳	100.0%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142.0%
71歳	150.4%
72歳	158.8%
73歳	167.2%
74歳	175.6%
75歳	184.0%

3. 障害年金

障害年金

障害基礎年金

障害厚生年金

障害年金のポイント

①

初診日

②

納付要件

③

障害の程度

ポイント① 初診日

初診日とは、障害の原因となった傷病について、
初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

ポイント① 初診日

① 国民年金加入中または20歳前（年金制度未加入）、
60歳から65歳の間年金制度未加入期間

障害**基礎**年金

② 厚生年金加入中

障害**厚生**年金

ポイント② 納付要件

① 3分の2要件 (原則)

- 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

② 直近1年要件 (特例)

- 初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

ポイント③ 障害の程度

障害基礎年金

1 級

2 級

障害厚生年金

1 級

2 級

3 級

障害年金の年金額

障害基礎年金（令和8年度）

等級	金額
1 級	1,059,125円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方)	(1,056,125円)
2 級	847,300円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方)	(844,900円)

子の加算（令和8年度）

子の数	金額
2 人目まで	243,800円
3 人目以降	81,300円

障害年金の年金額

障害厚生年金

一定計算式により算出された報酬比例部分
(1級の場合は、上記を1.25倍)

障害厚生年金の3級の場合

最低保障額：635,500円（令和8年度）
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は633,700円)

障害の状態の確認

「いつ」の障害状態を確認するか？

1. 障害認定日

2. 請求日現在

「障害認定日」とは？

初診日から起算して、

1年6か月経過した日

または、

1年6か月以内にその傷病が治った
(症状が固定した) 日

請求方法

①障害認定日による請求（本来請求）

障害認定日の翌月分から年金支給

請求方法

②事後重症による請求

障害認定日に障害の程度が軽い場合でも、障害の状態が悪化したとき、**請求日現在の障害状態**で年金請求すること。

→ **65歳の誕生日の前々日までに請求**

→ **請求日の翌月分から支給される**

20歳前傷病による障害基礎年金

障害認定日による請求

次の要件をすべて満たす必要があります。

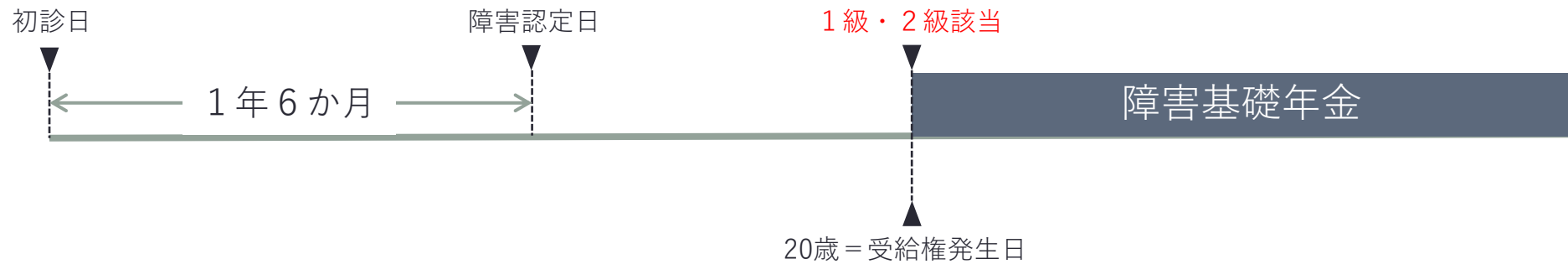
なお、保険料納付要件は問いません。

- ◆ 20歳に達した日より前に初診日があること
- ◆ 障害認定日※において、障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にあること

※障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日

20歳前傷病による障害基礎年金

例1：障害認定日が20歳到達日**以前**の場合



例2：障害認定日が20歳到達日**後**の場合



20歳前傷病による障害基礎年金

事後重症による請求

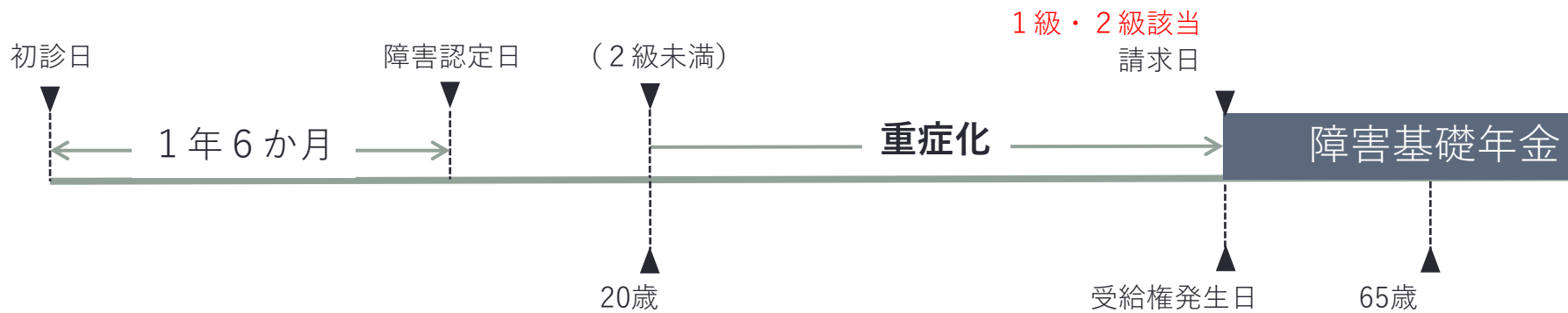
次の要件をすべて満たす必要があります。

なお、保険料納付要件は問いません。

- ◆ 請求日において65歳に達した日の前日以前であること
- ◆ 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていないこと
- ◆ 障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳到達までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったこと

20歳前傷病による障害基礎年金

例3：障害認定日が20歳到達日以前で、事後重症請求した場合



例4：障害認定日が20歳到達日後で、事後重症請求した場合



20歳前傷病による障害基礎年金

- ◆ 本人の前年所得が制限額を超えるときは、その年の10月から1年間、年金の全額または半額が停止されます。

支給停止額	前年所得額
半額支給停止	3,761,000円
全額支給停止	4,794,000円

+

扶養親族がいる場合の加算額 (扶養親族1人あたり)	
老人控除対象配偶者・老人扶養親族	+ 48万円
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	+ 63万円
控除対象扶養親族 (16歳以上19歳未満)	+ 63万円
それ以外	+ 38万円

【参考】公的年金の普及・啓発動画

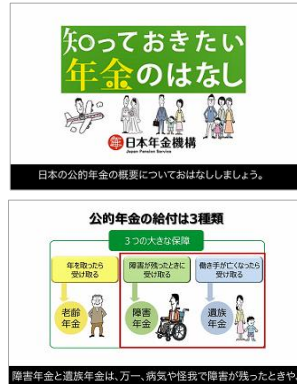
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし（冊子）の内容をわかりやすく解説した動画です。



（冊子）



【約24分】

【外国語版11言語（それぞれ15分前後）】

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語
インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

国民年金ってホントに必要なの！講座

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について説明した全3話のアニメーション動画です。主人公ショウ君と家族の会話を通じて、公的年金制度を気軽に知ることができますので、ぜひご覧ください。

【第1話 老後の暮らしに安心を】

【第2話 若い皆さんのもしもの時に安心を】

【第3話 初めての国民年金】



QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾（約15分）】



【第2弾（約18分）】



【第3弾（約24分）】



【第4弾（約24分）】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



【参考】「わたしと年金」エッセイ

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集※しています。
※毎年度6月1日～9月上旬の間募集しています。

これまでの受賞作品を機構HPに掲載しています。
それぞれ以下の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/essay.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/animation.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ

【令和6年度 厚生労働大臣賞】



【令和6年度 日本年金機構理事長賞】



【参考】年金のお問い合わせ窓口・日本年金機構公式SNSのご案内

年金のお問い合わせ窓口のご案内

日本年金機構には、年金記録の確認や年金見込み額の試算ができる「ねんきんネット」や、よくあるお問い合わせについてチャット形式で24時間相談できる「ねんきんチャットボット」等のオンラインサービスのほか、「ねんきんダイヤル」や「ねんきん加入者ダイヤル」等の電話での相談窓口や、「年金事務所」等の対面での相談窓口があります。

日本年金機構ホームページには、これらのサービスを一覧にした「年金のお問い合わせ窓口一覧」をご用意しています。

年金に関する手続きや相談を行う際に、ぜひご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/madoguchi-ichiran.html>

年金のお問い合わせ窓口一覧特設案内ページ



日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X（旧Twitter）及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご活用ください！



日本年金機構公式X
(@Nenkin_Kikou)

年金制度全般に関する発信

https://x.com/Nenkin_Kikou



日本年金機構公式
Facebookページ

年金制度全般に関する発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい
日本語での発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



年金のお問い合わせ窓口一覧

年金のお問い合わせ窓口をご案内します。

オンラインサービス

年金について知りたい方



ねんきんネット
ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます



年金Q&A
年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます



ねんきんチャットボット
よくあるお問い合わせについてチャット（対話）形式で相談できます（24時間対応）



動画 (YouTube)
年金の制度や届出方法について動画で確認できます



外国語ページ / Language
年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

上記のほか、機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信しています。ぜひ、フォローいただき、ご活用ください。

手続きをしたい方



個人向けサービス
国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます



事業所向けサービス
健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保険料額などの情報を電子データで受け取れます

電話



電話での相談窓口
電話での相談は、相談内容に応じた各種ダイヤル（ねんきんダイヤル、ねんきん加入者ダイヤル等）で受け付けています

対面



対面での相談・手続き窓口
対面での相談は、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで受け付けています

【参考】公的年金シミュレーターについて

厚生労働省では、働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール「公的年金シミュレーター」を提供しています。ねんきんネットを利用できない20歳未満の方でも利用することができますので、ぜひご利用ください。

簡単でスムーズな操作性

▼ID・パスワードの取得不要です。

▼「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できます。

▼個人情報記録されず、画面を閉じると、データは消去されるため、安心して利用できます。

▼税・社会保険料額の試算機能を搭載済です。

ねんきん定期便のイメージ



税・社会保険料額試算の画面イメージ

税・社会保険料額の試算	
令和8年度東京都新宿区の参考例(年齢)	
所得税	0万円
介護保険料	9万円
国民健康保険料(税)	13万円
住民税	4万円
合計	26万円

老齢年金受給開始時点の税・社会保険料額の試算です。

税・社会保険料額の試算結果は、老齢年金収入のみに基づいて算定した「概算」であり、実際とは異なります。

税・社会保険料率等は市区町村で異なるため、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

老齢年金・障害年金・iDeCoの試算機能

公的年金シミュレーターでは、以下3つの試算ができます。

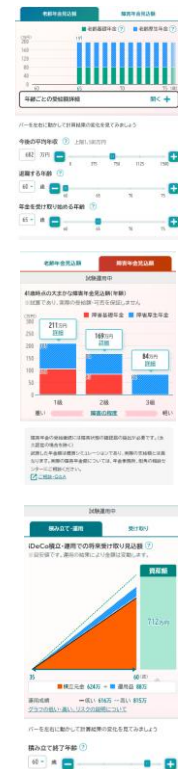
・老齢年金では、就職・転職、老齢年金を受給しながら働く等、働き方の変化にあわせた将来の見込額

・障害年金では、加入制度や期間に応じた等級ごとの見込額

・iDeCoでは、設定した積み立て期間・掛金額・運用利回り・受け取り開始年齢による将来の受け取り見込額

試算結果画面では、スライドバーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できます。

※試算結果画面はイメージです。



公的年金シミュレーターについては、こちらの二次元コードからアクセスください。⇒

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

試算ページ



制度や手続きの詳細は、
日本年金機構ホームページをご覧ください

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>



